

2023年10月インボイス制度が始まります！
インボイス制度の事前準備をお願いします！

インボイス制度の概要と推奨活動について(ご連絡)

2022年11月14日(月)

(一社)日本自動販売協会

(問合せ先): 一般社団法人 日本自動販売協会
〒108-0014 東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田409号
電話 03(6435)7821 FAX 03(6435)7822

<http://www.jama-vm.com>

E-mail: info@jama-vm.com

インボイス制度の概要(要旨)

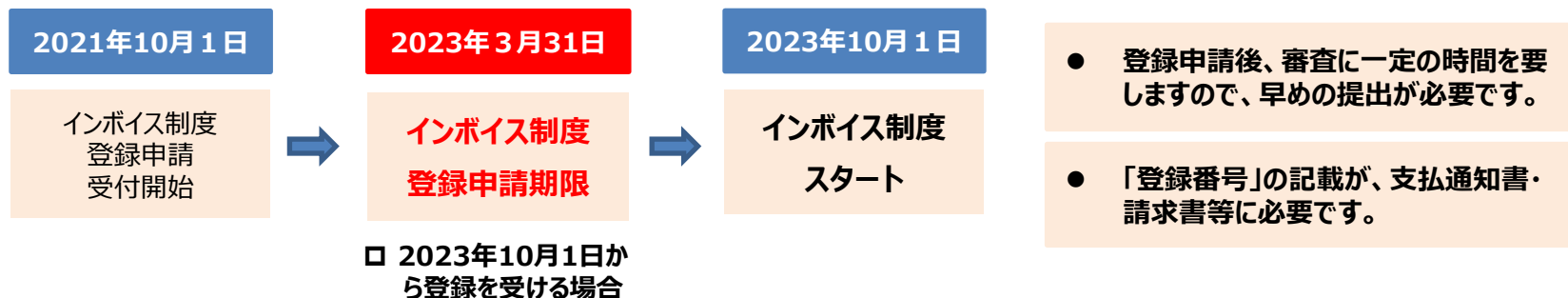
- ◆ 2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として**インボイス制度(適格請求書等保存方式)**が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「**インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)**」が交付する「**インボイス(適格請求書)**」等の保存が仕入税額控除の要件になります。

1. インボイス : 一定の事項が記載された請求書や納品書等です。

- ◆ インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。**
 - 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。
 - **自販機事業者：フルオペレーション取引の場合、一定の事項が記載された「支払通知書」等が「インボイス(適格請求書)」となります。**

2. インボイス発行事業者制度 : 登録完了後、税務署から「登録番号」が通知されます。

- ◆ インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます→**免税事業者はインボイス発行不可です。**
- ◆ インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
- ◆ 免税事業者が課税事業者になるには「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出する必要があります。
 - インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



3. インボイス発行事業者の義務等(売手側の留意点) : 自販機事業者のレギュラー取引 = 売手側です。

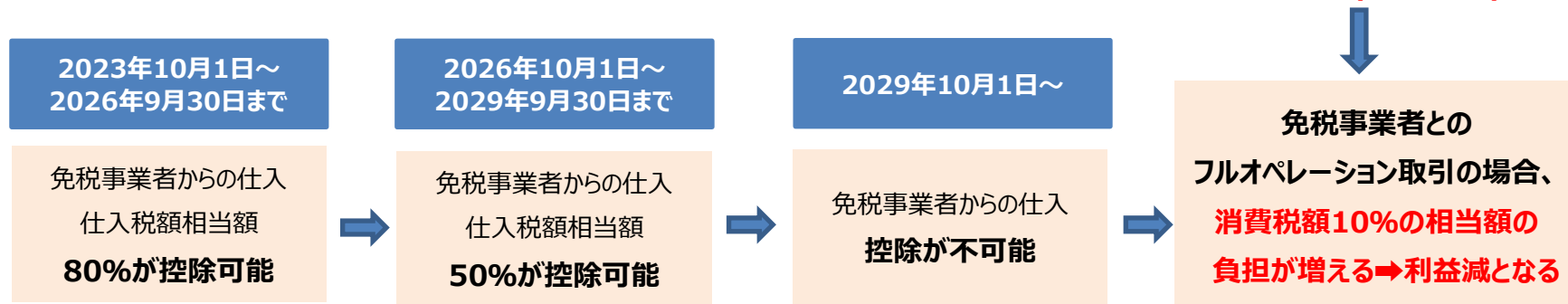
- ◆ インボイス発行事業には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方(課税事業者に限ります)の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます→自社の「何をインボイス」とするか決める。
 - 自販機事業者：レギュラー取引(取引先へ商品を販売している取引)の場合、上記の義務が課せられます。
 - 【インボイス交付の禁止行為】：インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付すること。

4. 仕入税額控除の要件(買手側の留意点) : 自販機事業者のフルオペレーション取引 = 買手側です。

- ◆ インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 自販機事業者：フルオペレーション取引(手数料等の支払取引)の場合、一定の事項を記載した「支払通知書」等が仕入税額控除の要件となる。
 - 自販機事業者のフルオペレーション取引は、「帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例取引」に該当しない。

免税事業者等からの課税仕入に係わる経過措置(6年間)

- ◆ インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。
 - 自販機事業者：免税事業者とのフルオペレーション取引の場合、仕入税額控除を行うことができません→消費税負担が増える(リスクがある)。



5. 自販機事業者の支払通知書の事例(インボイスの一定の事項の記載事例)

- ◆ 自販機事業者：フルオペレーション取引の場合、支払通知書等に下記の「インボイスの一定の事項」の記載(【新】=追加)が必要になる。
 - 「インボイスの一定の記載事項」は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類(例えば、支払通知書と納品書)全体で記載事項を満たしていれば、これらの**複数の書類をインボイスとすることが可能**。
 - 前提：フルオペレーション取引 = 自販機設置先からの請求書等の発行がない。

NO	必要な記載事項	自販機事業者に発生する業務(想定例)
1	インボイス発行事業者の氏名又は名称。	※現行の支払通知書等の記載事項の確認が必要。
2	【新】:インボイス発行事業者の登録番号。	● 自販機設置先の「登録番号」の確認、記載が必要。
3	課税資産の譲渡等を行った年月日。	※現行の支払通知書等の記載事項の確認が必要。
4	課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容。	※現行の支払通知書等の記載事項の確認が必要。
5	【新】:課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率。	● 通常、支払通知書等の様式変更(追加)が必要。
6	【新】:税率ごとに区分した消費税額等。	● 通常、支払通知書等の様式変更(追加)が必要。
7	【新】:自販機設置先の「支払通知書」の確認を受けたことを示す記載が必要(複数方式がある→右記参照)。 ➢ 右記の【例】の内容の契約書締結でもOKとなる。	● 【例】:「支払通知書」に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」等の記載を行う。

- 上記の支払通知書の前提：自販機事業者及び自販機設置先 = インボイス発行事業者。

● インボイス制度に関する問い合わせ先

- 軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)
 - 電話番号 0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(無料)(土日祝及び年末年始を除く。)

インボイス制度に係わる自販機事業者への影響

1. 営業活動面の問題： 免税事業者とのフルオペレーション取引の場合、消費税額10%の相当額の負担が増える。

- ◆ 自販機事業者は、『自販機設置先 = 免税事業者(フルオペレーション取引)』の場合、仕入税額控除ができなくなる⇒結果、自販機事業者(=インボイス発行事業者)は、消費税額の負担が増えることになる。
- ◆ 上記の状況となる為、現行の取引内容・契約内容を継続した場合、自販機事業者は、「消費税負担の増額分」が利益減少となる。



□ 自販機事業者は、『現行の利益確保』の為に、2023年9月迄に、『自販機設置先 = 免税事業者』との取引内容・契約内容の変更等の交渉 = 合意が必要になる(個社内の周知が必要)⇒取引内容・契約内容の変更等の交渉は個社判断。

- 経過措置(P3)の活用により、消費税額10%相当額の負担を一定期間(6年間)軽減することは可能。

2. 業務運営面の問題： インボイス制度に適合した業務オペレーション変更の業務が増える。

- ◆ 2023年9月30日迄に、現行の「支払通知書、請求書」等をインボイス制度に適合した内容に変更を行なう業務が発生する。
 - 通常、システム改修を行なう必要が想定される。
- ◆ 上記に係わる業務は、通常、個社内の複数の部署にまたがる為、個社の「業務オペレーション変更」の検討が必要となる。



□ 自販機事業者は、上記の「業務オペレーション変更」の為に、個社内で早急に検討を行なう必要があると考える⇒検討体制の整備が急務となる。

- 上記の問題の前提：自販機事業者 = インボイス発行事業者。

インボイス制度に係わる自販機事業者の推奨活動：個社内の活動

1. 現在、自社が課税事業者の場合、2023年3月31日までに「インボイス発行事業者」の登録申請を完了する。

① 【登録申請】：2022年12月末までに登録申請を完了することを推奨する。

➢【国税庁見解】：2023年に登録申請が集中した場合、登録申請後、登録の通知まで1～2か月を要することが考えられる。

② 現在、自社が免税事業者の場合、「免税事業者の継続」または「インボイス発行事業者への登録(「消費税課税事業者選択届出書」の税務署への提出⇒課税事業者へ変更)」を個社で決定する。

2. インボイス制度の開始後に必要になる個社の「支払通知書、請求書」等の書類の変更内容の確認を行う。

① 取引先ごとにどのような書類を交付しているか確認する。

② インボイスには、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要になる⇒P4参照ください【支払通知書の例】。

③ インボイス制度対応の経理システム等の改修が必要な場合が想定されるので、早期の確認を完了する。

3. 現在の全ての取引先の取引形態及び契約内容等の確認を行う。

① フルオペレーション取引の場合、通常、取引先からの「請求書の発行がない」ため、取引先への「登録番号」等の報告依頼を行う業務が発生する⇒取引先の「登録番号」がないとインボイスの交付が不可となり、仕入税額控除ができなくなる⇒結果、自販機事業者の消費税額10%相当額の負担が増えることになる。

② 取引先が免税事業者か課税事業者かの確認を行う⇒インボイス制度開始後の対応が異なる。

➢ 推奨活動の前提：自販機事業者 = インボイス発行事業者

インボイス制度に係わる自販機事業者の推奨活動：取引先への活動

1. 現在、自社が課税事業者の場合、「インボイス発行事業者」の「登録番号」の取得後、取引先へ自社の「登録番号」を通知する。
 - ① 取引先への通知は、2023年2月までに完了することを推奨する。
 - ② 取引先への「支払通知書・請求書」等の変更(予定含む)がある場合、同じタイミングで通知することを推奨する。
 - ③ 【参考】：JAMA本部作成の「インボイス制度の取引先説明・依頼資料」をご活用ください。
2. 上記1と同時に、取引先(＝課税事業者の場合)へ「インボイス発行事業者」の「登録番号」の報告依頼を行う。
 - ① 「登録番号」の取得は、2023年6月までに完了することを推奨する。
 - ② 「登録番号」の項目の追加、免税事業者等の区分等の取引先マスターの変更が必要になる。
 - ③ 【参考】：新規取引先の場合、基本契約書に「登録番号」等を記載することを検討する。
 - ④ 【参考】：JAMA本部作成の「インボイス制度の取引先説明・依頼資料」をご活用ください。
3. 上記1と同時に、免税事業者へ「免税事業者の継続」または「インボイス発行事業者への変更(予定含む)」の確認の報告依頼を行う。
 - ① 上記3の確認は、2023年6月までに完了することを推奨する。
 - ② 注意事項：免税事業者等に対し、下記の行為は行わないよう注意・配慮する。
 - 課税事業者への変更を**強要する行為**及び税額相当額の値引(手数料の改定)等を**強要する行為**。

インボイス制度に係わる推奨活動スケジュール(モデル)

● = 開始時期 ■ = 完了時期

	2022年	2023年										
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
登録申請(自社)	完了			期限								
登録番号の通知(自社)			●	→			■					
取引先への依頼(※)			●	→			■					
取引先の登録番号入手				●	→			■				
取引先の登録番号管理					●	→					■	
インボイス対応確認(自社)	完了											
インボイス対応完了(自社)											完了	

10月スタート

※ = 全取引先(課税事業者 + 免税事業者)

JAMA会員が協調し、業界全体で同時期・同内容で取引先への依頼活動を行うことが望ましいと考える。